

## 藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存建築物耐震性向上事業 社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づく住宅又は建築物の耐震診断で、既存建築物の耐震診断を実施する事業をいう。
- (2) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表第1のとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額は、当該事業に係る県の補助金の額に4を乗じた額を限度とする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 付近見取図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図）
  - (3) 配置図及び平面図
  - (4) 見積書の写し
  - (5) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書
  - (6) 当該補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象とならない事業者であることを証する書面の写し（次項に該当しない場合に限る。）
- 2 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除で

きる部分の合計額に補助率（補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率をいう。）を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、当該補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定の際、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、藤枝市既存建築物耐震性向上事業変更承認申請書（第5号様式）に第4条第1項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類各1部を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 施行箇所の変更をしようとする場合

イ 事業費の額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は改修促進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更の承認）

第7条 市長は、前条第1号による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、藤枝市既存建築物耐震性向上事業変更承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 決定通知を受けた者は、当該事業が完了したときは、藤枝市既存建築物耐震性向上事業完了報告書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事

業完了の日から起算して30日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末のいずれか早い日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第2号様式）

(2) 耐震診断結果報告書

(3) 耐震診断判定書の写し（静岡県耐震判定会（社団法人静岡県建築士事務所協会内）又はSPRC委員会（財団法人日本建築防災協会内）に診断結果を諮らなければならない建築物に限る。）

(4) 耐震診断経費の領収書等の写し

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。この場合において、不相当と認めたときは、決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

3 実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（第4条第2項の規定により消費税仕入控除税額等を減じて得た額により補助金の交付決定を受けているときには、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付決定額から減じて得た額を、交付を受けることとなるべき補助金額として報告しなければならない。

（補助金の額の決定）

第9条 市長は、前条第2項の規定による検査を終了したときは、交付すべき補助金の額を確定し、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金確定通知書（第8号様式）により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 決定通知を受けた者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 実績報告書の提出後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該確定した金額（第4条第2項又は第8条第3項の規定により減じた額があるときにあっては、当該確定した金額がそれら減じた額の総額を上回る部分の金額。以下この条において同じ。）を消費税仕入控除税額等報告書（第10号様式）により、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度までに報告しなければならない。この場合において、すでに交付を受けている補助金があるときは、当該確定した金額に相当する額を市長の命ずるところにより返還しなければならない。

ない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成9年3月31日告示第53号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱(平成19年岡部町告示第160号)の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成11年9月6日告示第127号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日告示第67号)

この要綱は、交付の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年5月23日告示第75号)

この要綱は、交付の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成18年5月31日告示第113号)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に従前の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれ従前の例によることとし、この告示の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則 (平成19年3月28日告示第33号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成20年12月19日告示第145号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日告示第59号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成23年4月1日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 40 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 100 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 85 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 35 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 39 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 101 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日告示第 54 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日告示第 31 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助の対象	補助額	
対象建築物の居住者若しくは使用者又は所有者が行う既存建築物耐震性向上事業に要する経費	耐震診断	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2に定める基準額とを比較し、いずれか少ない額の3分の2以内の額（限度額50万円）とする。

別表第2（別表第1関係）

対象建築物の用途	基準額
一戸建ての住宅	134,000円/戸
一戸建て住宅以外のもの	次に定める費用を限度とする。 (1)延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ (2)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ (3)延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡